

旧	新																																									
<p>3-(1) 配置計画</p> <p>1 原則として、<u>新設道路は、開発区域以外の敷地に接しないこと。</u></p> <p>2 住宅地内の一般道路は、できる限り<u>通過交通の用に供されない配置</u>となっていること。</p> <p>3 歩行者専用道路は、通勤、通学、購買等の歩行者動線及び公園配置を勘案し、必要とされる場合は設置すること。</p> <p>4 原則として、新設道路計画、既存道路への取付け、交差点の新設又は改築等については、<u>県公安委員会と協議をし意見聴取を得ていること。</u></p> <p>3-(2) 敷地が接する道路の幅員</p> <p><u>予定建築物等の敷地が接する道路の幅員は、次表に掲げる規定値以上であること。ただし、次のいずれかに該当し、通行上支障がない場合は、特例値まで縮小できる。</u></p> <p>ア 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満である場合</p> <p>イ 開発行為によって設置される道路の延長が50メートル未満の場合</p> <p>ウ 住宅用の開発行為で、幅員6メートル以上の道路で囲まれた街区内の区画道路であって、延長される予定のない小区間（概ね120メートル）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">道路有効幅員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">規定値</th> <th style="text-align: center;">特例値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">住宅用の開発</td> <td style="text-align: center;">6 m</td> <td style="text-align: center;">5 m（4 m）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の開発</td> <td style="text-align: center;">敷地が1000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">6 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">敷地が1000㎡以上</td> <td style="text-align: center;">9 m 6 m</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令第25条第2号ただし書きに該当する道路</td> <td style="text-align: center;">4 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内は、開発区域が接する既設道路の場合。</p>	種 別	道路有効幅員		規定値	特例値	住宅用の開発	6 m	5 m（4 m）	その他の開発	敷地が1000㎡未満	6 m		敷地が1000㎡以上	9 m 6 m	令第25条第2号ただし書きに該当する道路		4 m	<p>3-(1) 配置計画 (変更なし)</p> <p>3-(2) 敷地が接する道路の幅員</p> <p><u>予定建築物等の敷地が接する道路の幅員は、次に掲げる規定値以上であること。</u></p> <p>1 開発区域内に道路を新設しない場合（既存道路に接する敷地開発の場合）</p> <p><u>次のいずれかに該当し、通行上支障がない場合は、特例値まで縮小できる。</u></p> <p>ア 開発区域の面積が0.3ha未満である場合</p> <p>イ 予定建築物等の用途等から、特に通行の安全上支障がないと認められる場合（令第25条第2号ただし書きに該当する道路）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">道路有効幅員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">規定値</th> <th style="text-align: center;">特例値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">住宅用の開発</td> <td style="text-align: center;">上記アによる場合</td> <td style="text-align: center;">6 m 4 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">その他の開発</td> <td style="text-align: center;">上記アによる場合</td> <td style="text-align: center;">9 m 6 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記イによる場合</td> <td style="text-align: center;">— 4 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 住宅用とは専用住宅の宅地分譲や共同住宅、長屋、社宅、学生寮などをいう（以下同様）。</p> <p>2 開発区域内に道路を新設する場合</p> <p><u>次のいずれかに該当し、通行上支障がない場合は、特例値まで縮小できる。</u></p> <p>ア 開発区域の面積が0.3ha未満である場合</p> <p>イ 開発行為によって設置される道路の延長が50m未満の場合</p> <p>ウ 住宅用の開発行為で、幅員6m以上の道路で囲まれた街区内の区画道路であって延長される予定のない小区間（概ね120m）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">道路有効幅員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">規定値</th> <th style="text-align: center;">特例値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">住宅用の開発</td> <td style="text-align: center;">6 m</td> <td style="text-align: center;">5 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の開発</td> <td style="text-align: center;">9 m</td> <td style="text-align: center;">6 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 既存道路に接する区画については、上記「1」の基準とする。</p> <p>※ 袋路状の道路について</p>	種 別	道路有効幅員		規定値	特例値	住宅用の開発	上記アによる場合	6 m 4 m	その他の開発	上記アによる場合	9 m 6 m	上記イによる場合	— 4 m	種 別	道路有効幅員		規定値	特例値	住宅用の開発	6 m	5 m	その他の開発	9 m	6 m
種 別		道路有効幅員																																								
	規定値	特例値																																								
住宅用の開発	6 m	5 m（4 m）																																								
その他の開発	敷地が1000㎡未満	6 m																																								
	敷地が1000㎡以上	9 m 6 m																																								
令第25条第2号ただし書きに該当する道路		4 m																																								
種 別	道路有効幅員																																									
	規定値	特例値																																								
住宅用の開発	上記アによる場合	6 m 4 m																																								
その他の開発	上記アによる場合	9 m 6 m																																								
	上記イによる場合	— 4 m																																								
種 別	道路有効幅員																																									
	規定値	特例値																																								
住宅用の開発	6 m	5 m																																								
その他の開発	9 m	6 m																																								

3- (3) 区域外道路との接続

- 1 開発区域内の主要な道路は、次表に掲げる幅員以上の開発区域外の道路に接続していること。
- 2 当該区域外道路は、次表に掲げる予定建築物の用途に応じた規定値以上の幅員を有する国道、県道、又は市道に接続していること。

予定建築物の用途	開発区域の面積	区域外道路の有効幅員
住 宅	0.3ha未満	4.0m
	0.3ha以上1ha未満	6.0m (5.0m)
	1ha以上2ha未満	6.5m (6.0m)
	2ha以上	規定値6.5m
	その他	規定値9.0m
そ の 他	0.3ha未満	4.0m
	0.3ha以上1ha未満	6.0m
	1ha以上	規定値9.0m

()内は、市街化区域内における専用住宅用の開発に限る。ただし開発区域に接する部分については6m (0.3ha以上1ha未満)又は、6.5m (1ha以上2ha未満)を確保すること。

道路は袋路状でないこと。ただし、やむを得ない理由で袋路状の道路を設ける場合は次のいずれかに該当していること。

- a) 幅員6m以上、延長50m以下で末端に半径6m以上の回転空地が設けられている場合。
- b) 幅員5m以上、延長50m以下で末端に半径6m以上の回転空地及び有効幅員2m以上の避難通路が設けられている場合。
- c) 開発区域の面積が1,000㎡以下の開発行為であって、当該袋路状の道路の幅員が5m以上で延長が35m以下の場合。

3- (3) 区域外道路（接続先道路）との接続

開発区域内の主要な道路（新設道路）は、次表に掲げる予定建築物の用途に応じた規定値以上の幅員を有する開発区域外の国道、県道又は市道に接続していること。

予定建築物の用途	開発区域の面積	区域外道路の有効幅員
住 宅 用	0.3ha未満	4.0m
	0.3ha以上1ha未満	6.0m (5.0m)
	1ha以上2ha未満	6.5m (6.0m)
	2ha以上	規定値6.5m
そ の 他	0.3ha未満	4.0m
	0.3ha以上1ha未満	6.0m
	1ha以上	規定値9.0m

()内は、市街化区域内における専用住宅用の開発に限る。ただし、開発区域に接する部分については6m (0.3ha以上1ha未満)又は、6.5m (1ha以上2ha未満)を確保すること。

3- (4) 既存道路の幅員

1 既存道路の有効幅員の考え方

有効幅員とは、車両の通行上支障のない部分の幅をいい、道路認定幅員、道路構造物、現況等から総合的に判断する。

- (1) 側溝に蓋が設けられている場合は、側溝の幅も有効幅員に含める。
- (2) 歩道がある場合で車道と歩道が防護柵等で区切られている場合も車道と歩道を合わせた幅員を有効幅員と見なす。
- (3) 歩行者等の通行安全上の観点から設置されたラバーポールやデリネーター等の視線誘導標や道路標識、電柱等で部分的に必要な有効幅員が不足するものについては、やむを得ない事情が認められる場合（道路を構成するものとして必要、不足部分が限定的である、移転先がない等）に限り、有効幅員内に含めても差し支えない。

3-(4) 勾配

1 道路の横断勾配は、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、次表に掲げる値を標準とする。

区分	路面の種類	横断勾配 (%)	
		片側1車線の場合	片側2車線以上の場合
車道	アスファルト・コンクリート舗装	1.5	2.0
歩道・自転車道	路面の種類を問わず	2.0	

2 道路の縦断勾配は、次表の規定値以下とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、特例値以下とすることができる。

道路の区分	標準幅員 (m)	縦断勾配 (%)	
		規定値	特例値
主要幹線街路	20	5.0	8.0
幹線街路	12~18	6.0	9.0
補助幹線街路	9	7.0	10.0
区画街路	5~6	9.0	12.0

※ 縦断勾配が変位する箇所には、適切な縦断曲線を設けていること。

3-(5) 構造

1 開発区域内の幅員9m以上の道路にあつては、歩車道が分離されていること。

なお、幅員9m未満の道路にあつても、補助幹線街路（区画街路の交通を集約する道路）の性格を有する道路にあつては、原則として、歩車道が分離されていること。

2 歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路（500人/日）にあつては3.5m以上、その他の道路にあつては2.0m以上、自転車歩行車道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあつては4.0m以上、その他の道路にあつては3.0m以上であること。

3 平面交差点の交差角は、直角又は直角に近い角度であること。

4 交差点又は曲がり角においては道路の隅切りを設け、かど地を頂点とする二等辺三角形の底辺部分の長さが3m以上であること。

ただし、開発区域の面積が1000㎡以下の場合でありかつ、やむを得ないと認められる場合、4m以上の片隅切りとすることができる。

5 道路は全面舗装とし、主要な道路にあつては「道路構造の手引き（愛知県建設部）」のB交通、幅員6m以下にあつては、密粒度アスファルト混合物 5cm、瀝青安定処理（加熱混合）5cm、下層路盤（RC-40）15cm であること。ただし、縦断勾配が6%以上の道路は滑り止め舗装であること。

6 橋梁の規格は「道路橋示方書・同解説（社団法人 日本道路協会）」のA活荷重以上とすること。ただし、工業団地又は大規模宅地開発については、B活荷重とする。

7 道路の両側には、活荷重25トン以上の有蓋側溝施設（5mに1か所格子蓋）が設けられていること。

8 その他、詳細な定めのない場合は道路構造令によるものとする。

3-(5) 勾配

（変更なし）

3-(6) 構造

（変更なし）

<p>3-(6) 袋路状の道路</p> <p>道路は袋路状でないこと。ただし、やむを得ない理由で袋路状の道路を設ける場合は次のいずれかに該当していること。</p> <p>(1) 幅員6m以上、延長50m以下で末端に半径6m以上の回転空地が設けられている場合。</p> <p>(2) 幅員5m以上、延長50m以下で末端に半径6m以上の回転空地及び有効幅員2m以上の避難通路が設けられている場合。</p> <p>(3) 開発区域の面積が1000㎡以下の開発行為であって、当該袋路状の道路の幅員が5m以上で延長が35m以下の場合。</p> <p>3-(7) 交通安全施設</p> <p>1 道路が、がけ若しくは水路等に接している場合又は交差点や屈曲部分等で必要と認められる場合は、ガードレール、カーブミラー、照明灯等適当な安全施設を設置していること。</p> <p>2 開発区域内の道路及び区域外道路には、道路管理者及び公安委員会と協議し、必要と認められる道路標識及び道路表示が設置されていること。</p> <p>3-(8) その他</p> <p>1 街路樹を植樹する場合は、樹種、樹間及び植樹柵について道路管理者と協議をしていること。</p> <p>2 電柱及び電話柱は、道路の両側に設置しないで片側共架とし、建柱位置は官民境界の民地側としていること。</p> <p>3 占用物件の設置等については、道路管理者と協議をしていること。</p>	<p>3-(6) 袋路状の道路</p> <p>3-(2)に移動</p> <p>3-(7) 交通安全施設 (変更なし)</p> <p>3-(8) その他 (変更なし)</p>
--	---

旧

7 雨水流出抑制施設（調整池等） （都市計画法 第33条第1項第3号、施行令 第26条第2号）

500m²以上の開発行為を行う場合は、次表のとおり雨水流出抑制施設を設けていること。ただし、雨水流出抑制施設の構造、流出係数及び調整量等については、放流先の河川、水路の管理者と協議していること。なお、流出量の増加がない場合や次表の開発面積の下限に満たない開発行為においても流出抑制に努めるものとする。

開発面積	流域別調整量	調整方式
境川流域 500m ² ≤ A < 3,000m ² 矢作川流域 1,000m ² ≤ A < 3,000m ²	境川流域： 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合は同法の規定による。それ以外で、開発面積1,000m ² 以上の場合は開発に伴う流出量の増加分を調整 矢作川流域： 開発に伴う流出量の増加分を調整	・ 貯留施設 ・ 浸透施設 ・ 貯留施設+浸透施設
3,000m ² ≤ A < 5 h a	境川流域： 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な場合は同法の規定による。それ以外は開発に伴う流出量の増加分を調整 矢作川流域： 開発に伴う流出量の増加分を調整	・ 調整池 (ただし、貯留施設及び浸透施設を併設しても差し支えない)
5 h a ≤ A	境川流域： V = 600Aを満足し、かつ、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な場合は同法の規定を満足するもの。 矢作川流域：V = 600A	・ 調整池

新

7 雨水流出抑制施設（調整池等） （都市計画法 第33条第1項第3号、施行令 第26条第2号）

500m²以上の開発行為を行う場合は、次表のとおり雨水流出抑制施設を設けていること。ただし、雨水流出抑制施設の構造、流出係数及び調整量等については、放流先の河川、水路の管理者と協議していること。なお、流出量の増加がない場合や次表の開発面積の下限に満たない開発行為においても流出抑制に努めるものとする。

開発面積	流域別調整量	調整方式
境川流域 500m ² ≤ A < 3,000m ² 矢作川流域 1,000m ² ≤ A < 3,000m ²	境川流域： 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合は同法の規定による。それ以外で、開発面積1,000m ² 以上の場合は開発に伴う流出量の増加分を調整 矢作川流域： 開発に伴う流出量の増加分を調整	・ 貯留施設 ・ 浸透施設 ・ 貯留施設+浸透施設 ・ 調整池
3,000m ² ≤ A < 5 h a	境川流域： 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な場合は同法の規定による。それ以外は開発に伴う流出量の増加分を調整 矢作川流域： 開発に伴う流出量の増加分を調整	・ 調整池 (ただし、貯留施設及び浸透施設を併設しても差し支えない)
5 h a ≤ A	境川流域： V = 600Aを満足し、かつ、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な場合は同法の規定を満足するもの。 矢作川流域：V = 600A	・ 調整池